【令和2年5月29日更新】

新型コロナウイルス感染症への措置対応(第6報)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」は、令和2年5月25日に全面解除となりました。また、同日開催された東京都の対策本部会議では、5月26日から「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」で示す、ステップ1に移行することが決定されました。

このような状況を踏まえ、フレッシュランド西多摩の一部施設の再開など、下記の措置対応 を実施しますのでお知らせします。

なお、今後の状況変化によって適宜見直しを行ってまいりますが、引き続き、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

開館する施設

問合せ TEL 042-570-2626

□ フレッシュランド西多摩 多目的施設(体育館)

2020年6月2日(火)午前9時から再開

- ※ 予約受付は、6月2日から開始し、当月分のみ受付します。
- ※ ご利用に際しては、感染防止の観点から一部制約がございます。
- ※ 各種教室(フラダンス教室・ヨーガ教室)は、開催休止を継続します。
- 口 フレッシュランド西多摩 散策路・敷地

2020年6月2日(火)から再開

※ 散策路は休館日(毎週月曜日)もご利用できます。

再開する業務

問合せ TEL 042-554-2409

□ 組合職員の勤務体制

2020年5月末で交代制在宅勤務を終了し、6月1日(月)から通常業務を再開

臨時休館を継続する施設

問合せ TEL 042-570-2626

- □ フレッシュランド西多摩 浴場施設
- □ フレッシュランド西多摩 集会施設「ふれあい館」
 - ※ 臨時休館に伴い、期間内に予定されていたイベントは中止します。
 - ※ 浴場施設および集会施設「ふれあい館」については、国や都の自粛要請の解除、ロードマップ等に合わせ、順次、段階的に開館していく予定です。開館時期については、自粛要請等が解除され、感染防止対策が整いしだい、お知らせします。
 - ※ 臨時休館に伴う浴場施設回数券の有効期限の取扱いについては、営業再開 後、改めてお知らせします。

休止を継続する業務

問合せ TEL 042-554-2409

□ 環境センター等 施設見学の受入休止

清掃工場の事業継続確保の観点から、原則 2020 年 8 月 31 日 (月) まで休止

※ 9 月以降の施設見学の予約は、随時受付します。